

第1回墨田区介護保険事業運営協議会における質問への回答

| 項目番号 | 質問 | 説明 |
|------|---|--|
| 1 | 区が介護人材確保の支援として行っている「介護のおしごと合同説明会」や「外国人従事者日本語学習支援教室」により、どのぐらいの人が墨田区の事業者に就職したのか。【鏡副会長】 | 介護のおしごと合同説明会については、平成26年度から開始しており、平成27年度を除く過去4回開催しており、毎回2名程度、累計で10名程度の就職人数となっている。 また、令和元年9月2日時点で、外国人従事者日本語学習支援修了者15名が、区内事業所に勤務している。 |
| 2 | 介護保険に関する苦情への対応として「当事者間の調整」とあるが、どのような調整が行われるのか。また、事業者に対し指導やペナルティはあったのか。【成委員】 | 苦情のあった事業者に対して事実確認を行い、不適切な対応が確認された場合には、電話または対面で指導を行う。特に緊急性が高い案件や悪質な事業所に対しては、責任者による事実確認の結果及び改善報告を書面で求めることがある。 |
| 3 | 平成30年度に事故報告のあった「職員から利用者への暴力」1件及び「窃盗」1件の対応【栗田委員】 | 「暴力」事故NO. 217 区内有料老人ホームAにおいて職員から入居者に対する暴力 「窃盗」事故NO. 6 区内有料老人ホームBにおいて職員が入居者の金品を窃盗 |
| 4 | 施設サービスでケガ113件、死亡10件について、なぜこういうことが起きたのかという問題点の確認はできているか。【廣田委員】 | 事故報告書の提出を義務付けることにより、事故の原因や利用者の状況について把握している。なお事故報告書に再発防止に係る事業所の取り組みについての記載を求めることで、事業所に対し事故減少への取り組みを促している。 ケガについては転倒によるものが圧倒的に多く、死亡事故については、食事中の窒息や、居室内での心肺停止、施設内での転倒に起因した入院中の急変等の原因があった。 |
| 5 | 居宅介護サービス事業者において、事業者がどれぐらいの期間継続して運営できるのかという点をフォローすることが大事と思うが、資料では廃止・休止をした事業者数がわからないため、新規開設数や休止・廃止した数を教えていただきたい。【成委員】 | 資料1-2のとおり |
| 6 | 総合事業の各種サービスについて、参入事業者は何社か。また、緩和したサービスとは、基準がどう緩和されているか。【鏡副会長】 | 【参入事業者数について】 平成31年4月1日時点 通所型サービス ・従前相当 = 59事業者 ・サービスA = 9事業者 ・サービスC = 3事業者 訪問型サービス ・従前相当 = 48事業者 ・サービスB = 2事業者 ・サービスC = 2事業者 通所型サービスAについて（緩和したサービスについて） 15人を超えた利用者に対して配置する介護職員を、利用者1人につき0.2以上を0.1に緩和。 更に、単独型は下記の緩和あり。 生活相談員、看護職員及び機能訓練指導員の配置が不要。 食堂兼機能訓練指導室の面積：3㎡×利用定員以上 2.4㎡ |
| 7 | 今後、多死社会が訪れようとしているが、看取りの場としての入所（ショートステイを含む）は重要である。区内施設での看取りの状況について調査をお願いします。【山室委員】 | 直近1年間（平成30年7月～令和元年6月給付）における看取り加算の取得件数は以下のとおり。 介護老人福祉施設 5施設 100件 グループホーム 2施設 9件 特定施設 2施設 21件 |